



神奈川県
環境科学センター

令和元年版（2019）

神奈川県環境科学センター

年

報

第 51 号

令和 2 年 2 月

巻頭言

年報の発行に寄せて

～地域気候変動適応センターの設置について～

所長 かとう ひろし
加藤 洋

環境科学センターは、平成31年4月に、「神奈川県気候変動適応センター」という、新しい看板を掲げました。これは、前年（平成30年）6月に公布された気候変動適応法に基づき、新たな役割を担うことになったものです。

そもそも「気候変動適応」とはどのようなことでしょうか。

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、地球温暖化を含む気候変動の影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。「適応」とは、その被害を防止・軽減する取組を意味します。

これまで我が国においては、地球温暖化対策推進法の下で、温暖化の原因となる、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）が進められてきました。しかし、温室効果ガス的人為的な排出がいま停止したとしても、気候変動の影響は何世紀にもわたって持続すると言われてています。

「緩和策」が無駄ということではありません。将来の気候変動の程度を抑えるために、温室効果ガスの大幅削減に取り組むことは引き続き重要ですが、気候変動への「適応」も併せて進めていく必要があるのです。

気候変動適応法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（地域気候変動適応センター）としての機能を担う体制を確保するよう努めることとされて

います。産業や社会的な状況などの違いにより、気候変動の影響は地域ごとに異なることから、地域の実情に応じた、きめ細かな「適応策」を求めているのです。

それでは、「神奈川県気候変動適応センター」は、具体的にどのような仕事に取り組んでいくのでしょうか。

神奈川県は、東京都に次いで人口が多く、都市化が進んでいる一方、東は東京湾に、南は相模湾にそれぞれ面し、西は山梨、静岡の両県に隣接するなど、豊かな自然環境にも恵まれています。こうした特色から、例えば暑熱対策や災害対策など、県民のいのちに関わる分野について、重点的に情報収集を図り、適切な対策に関する情報をお知らせしていく必要があると考えます。

これらの情報は、「神奈川県気候変動適応センター」がゼロから集めるわけではありません。神奈川県の関係部局はもとより、市町村、国の研究機関や他の都道府県とも連携し、気候変動の影響等に関する情報を収集し、分析を加えます。それによって、各主体が適応策を進めるためのサポートをしていきます。

適応策の取組は、始まったばかりです。そのため、省エネ対策などの「緩和策」に比べ、「適応策」に関する認知度は高いとは言えない状況です。「神奈川県気候変動適応センター」では、これまで環境科学センターとして取り組んできた、環境学習のノウハウも活用し、適応策についての理解を広げていきたいと考えています。

環境科学センターでは、「神奈川県気候変動適応センター」の看板に恥じぬよう、地域における気候変動影響や適応に関する情報の拠点となることを目指して活動していきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

目 次

1 沿 革	1
2 運営概要	2
2. 1 所在地	2
2. 2 敷地及び建物	2
2. 3 環境学習施設	2
2. 4 環境常時監視施設	2
2. 5 主要検査・研究機器	2
2. 6 組織及び業務内容	3
2. 7 職員配置数	3
2. 8 予算執行状況	4
2. 8. 1 平成 30 年度歳入歳出決算額	4
2. 8. 2 年度別歳出決算額	4
2. 9 環境安全管理協議会	5
3 事業概要	6
3. 1 環境情報部環境活動推進課	6
3. 1. 1 企画調整業務	6
3. 1. 2 環境学習業務	19
3. 2 環境情報部環境監視情報課	22
3. 2. 1 環境監視業務	22
3. 2. 2 環境情報の管理・提供業務	27
3. 2. 3 行政関連の調査等の業務	28
3. 2. 4 その他業務	29
3. 3 調査研究部	31
3. 3. 1 調査研究業務	31
3. 3. 2 環境監視業務	35
3. 3. 3 行政関連の調査等の業務	36